## 被扶養者申請提出書類一覧表

◎ 印:必ず提出		出							同居で	でも別居でも		もよい人				同居が条件の人 (住民票が同世帯である)		
〇 印:該当する人のみ提出			提出書類				配	子		父	祖	孫•兄如	ホ・弟妹	- 弟妹 義		D他		
★印:夫婦共同扶養の場合に提出				書	類入手	=先	偶	1 8 歳	1 8 歳	出		父	1 8 歳	1 8 歳	父	1 8 歳	1 8 歳	備 考
注意)各証明書は発行から3ヶ月以内のもの		は発行から3ヶ月以内のもの					者	以 上	未満	生	母	母	以 上	未満	母	以 上	未満	
必ず提出する書類			被扶養者届(新規・増加・変更)		削 は 当	当者、 健保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			状況届	当健保	トホーム	ページ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18歳未満でも新規申請、親権異動、養子縁組等の場合は必要に応じて提出
			世帯全員の住民票(原本) (続柄 記載のもの)	市	区 田	丁 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	内縁関係の場合、別居は不可 出生の場合は母子手帳の「市町村出生届出証明(写)」も可
		ず提出する書類	所得証明書(課税·非課税証明書等)(原本)	市	区田	丁 村	0	0	*	*	0	0	0	*	0	0	*	収入額が記載されたもの。記載内容が前々年の証明だった場合は、 前年の「源泉徴収票」または「確定申告書(控)」の写しも提出 ★夫婦共同扶養による子の申請で、配偶者が被扶養者でない場合は 配偶者の収入確認書類の提出
			誓約書	当健保	トホーム	ページ	0	0			0	0	0		0	0		
			在留カード(両面写し) ※中長期在留者に対して交付されるもの	法 入 国	務	省理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	日本に在住している外国籍の方
			戸籍謄本(原本)、婚姻受理証明書(原本)等	市	区 田	丁村	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	住民票で判断できない場合は提出 別居の親族、養子・養父母の場合等 結婚の場合は婚姻日がわかるもの
	状況に応じて提出		源泉徴収票 または 確定申告書(控) の写し	勤 ま た	務 は 税	先 務 署	0	0	*	*	0	0	0	*	0	0	*	6月以前に申請する場合は、前年の収入が判るもの ★夫婦共同扶養による子の申請で、配偶者が被扶養者でない場合は 配偶者の収入確認書類の提出
(備考欄を参照)		<b>備考欄を参照</b> )	学生証(写)(有効期限の記載ある面も)、または 在学証明書(原本)	就	学	先	0	0					0			0		18歳以上の学生
			健康保険資格喪失証明書(原本)、または 国民健康保険証(写)		l 入 健 康	健 保保 除	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
生計維持関係を証	今	雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険未加入証明書)(原本)	前	勤務	务 先	0	0			0	0	0		0	0		公務員で【離職票1・2】がない場合は辞令(写)
	っまで働いていた人(退職者)	雇用保険受給が終了した人	雇用保険受給資格者証(両面写)	ハロ	- ヮ	- ク	0	0			0	0	0		0	0		支給終了印がある【雇用保険受給資格者証】
		雇用保険を受給しない人 (加入期間不足も含む)	雇用保険被保険者離職者票1·2(写)、または、 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)	前	勤	条 先	0	0			0	0	0		0	0		失業給付を受給しない場合(離職票未交付) 【雇用保険被保険者資格喪失確認通知書】を提出
		雇用保険を受給延長する人	雇用保険被保険者離職者票1·2(写)+ 雇用保険受給期間延長通知書(写)		勤 系 一 ワ		0	0			0	0	0		0	0		申請時、延長証明が未交付の場合は、事後入手次第の提出
		雇用保険受給手続き中	雇用保険受給資格者証(両面の写)	ハロ	- ヮ	<b>ー</b> ク	0	0			0	0	0		0	0		
		出産予定の人	母子手帳(写)	市	区田	丁 村	0	0					0			0		出産予定日と氏名記載のページ
	パート・アルバイト等で働いている人 		直近の連続する3カ月の給与明細書(写)、または、 雇用契約書(写)	勤	務	先	0	0			0	0	0		0	0		働き始めの場合【雇用契約書(写)】 (期間・賃金・通勤費・社会保険加入の有無が明記されたもの)
9 る	-   年金受給者   (国民・厚生・基金・遺族・障害等) 		年金(振込・改定)通知書、企業年金振込通知書、 遺族年金振込通知書、障害年金振込通知書、等 全て(写)	日本	年 金	機構	0	0			0	0	0		0	0		最新年度のもの。 これから受給される方は【年金見込額の照会回答票(写)】
0	給与・年金以外で収入がある人 (個人事業収入/不動産収入等)		確定申告書(写)+収支内訳書(損益計算書)(写)等	税	務	署	0	0			0	0	0		0	0		1月1日~12月31日の収支が反映されている 直近の確定申告書(写)及び、収支内訳表(損益計算書)(写)、減価償却費 (写)、給与賃金支払内訳書(写)等
	個人事業を廃業をした人		廃業届出(写)	税	務	署	0	0			0	0	0		0	0		
	別居の人		送金証明(日付、送金人、受取人、送金額が分かるもの) ATMの利用明細(写)、現金書留(写)等直近3ヵ月	金 i	融 枝	幾 関	0	0	0	0	0	0	0	0				現金の手渡し、預けたキャッシュカートでの出金等は不可 単身赴任、学生の送金証明は不要 出生等は当初1ヵ月分の送金証明(写) 以降2ヵ月分は送金の都度提出

<sup>※</sup>老人ホームや障害者施設などに入居されている場合、入居を証明できる書類と住民票。 ※上記の書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

- ◆申請は事実発生から5日以内の届出が原則です。(健康保険法施行規則)
- ◆該当する書類を事業所経由で提出して下さい。

但し、横浜ゴム㈱ 本社又は本社所属出向者の方は直接横浜ゴム健康保険組合へ提出して下さい。

<sup>※</sup>その他、必要に応じて別途追加書類の提出を求めることがあります。